和解等について

　市は、千葉都市モノレール株式会社の再建を図るため、次のとおり財産を出資し、権利を放棄し、及び和解するものとする。

１　和解の相手方

（１）相手方１

千葉市稲毛区萩台町１９９番地１

千葉都市モノレール株式会社

代表取締役　鶴　岡　　明

（２）相手方２

千葉市中央区市場町１番１号

千葉県

千葉県知事　堂　本　暁　子

２　和解の内容

（１）千葉都市モノレール株式会社（以下「会社」という。）の再建計画

会社は、会社が策定し千葉県（以下「県」という。）及び千葉市（以下「市」という。）に提示した平成１８年２月３日付け「経営再建計画」（以下「本件再建計画」という。）に基づき最大限の経営改善努力を行うものとし、県及び市は、会社が真摯な態度で最大限の経営改善努力を行うことを前提に、この和解条項に定める事項を行う。

（２）県市共同事業の解消

県及び市は、千葉都市モノレール建設事業に係る県市共同事業を解消して事業主体は市とすることを確認し、昭和５５年４月１日に締結した「千葉都市モノレール建設事業に関する基本協定」を平成１８年３月３１日をもって合意解除する。

（３）債務の確認

ア　会社は、県に対し、合計１０６億２８６万５，６００円の支払債務を負担していることを確認する。

イ　会社は、市に対し、別記１債権目録記載の貸付金債権合計１０２億９，０１５万６００円の支払債務を負担していることを

確認する。

（４）資本の減少及び株式の消却

ア　会社は、本件再建計画に基づき、平成１８年５月末日までに、株主総会の決議その他の法令上必要とされる手続を経て、９９億円の資本の減少を行うものとし、県及び市は、これに同意し異議を述べない。

イ　県は、会社に対し、県が所有する会社の普通株式５１４万８，０００株を、無償で譲渡する。

ウ　市は、会社に対し、市が所有する会社の普通株式５１４万８，０００株を、無償で譲渡する。

エ　会社は、県及び市から取得した会社の普通株式合計１，０２９万６，０００株について、取締役会の決議その他の法令上必要とされる手続を経て、株式の消却を行う。

（５）新株の発行

ア　会社は、本件再建計画に基づき、２の（４）に規定する資本の減少及び株式の消却を行うことを条件に、株主総会の決議その他の法令上必要とされる手続を経て、県に対し、普通株式２，０７０万５，７３０株の新株の発行を行うものとし、県は、当該新株の発行について、県が会社に対して有する債権１０３億５，２８６万５，０００円を現物出資する。

イ　会社は、本件再建計画に基づき、２の（４）に規定する資本の減少及び株式の消却を行うことを条件に、株主総会の決議その他の法令上必要とされる手続を経て、市に対し、普通株式２，００８万３００株の新株の発行を行うものとし、市は、当該新株の発行について、市が会社に対して有する債権１００億４，０１５万円(別記１債権目録記載１ないし２８の貸付金債権全額、同記載２９の貸付金債権うち３億４，８９９万９，４００円及び同記載３０の債権全額）を現物出資する。

ウ　県及び市は、新株の発行に同意し異議を述べないものとする。

（６）再度の資本の減少及び株式の消却

ア　会社は、本件再建計画に基づき、２の（５）に規定する新株の

発行を行うことを条件に、平成１８年８月末日までに、株主総会の決議その他の法令上必要とされる手続を経て、１０１億９，６５０万７，５００円の資本の減少を行うものとし、県及び市は、これに同意し異議を述べない。

イ　県は、会社に対し、県が所有する会社の普通株式２，０７５万７，７３０株を、無償で譲渡する。

ウ　市は、会社に対し、市が所有する会社の普通株式１，９９５万１，５００株を、無償で譲渡する。

エ　会社は、県及び市から取得した会社の普通株式合計４，０７０万９，２３０株について、取締役会の決議その他の法令上必要とされる手続を経て、株式の消却を行う。

（７）資産の無償譲渡、譲受資産の管理等

ア　会社は、市に対し、平成１８年１０月末日までに、会社が所有する別記２資産目録記載の資産（以下「本件譲受資産」という。）を無償で譲渡するものとし、市は、これを譲り受ける。

イ　会社は、無償譲渡に先立ち、本件譲受資産に設定された抵当権等の一切の担保権を消滅させるとともに、当該譲渡に関し会社において行うべき法令上の手続を履践する。

ウ　市は、会社に対し、譲受の日以後も、会社が本件譲受資産を使用することを認める。

エ　市は、譲受の日以後に発生する本件譲受資産の設備更新に要する費用を負担する。

オ　会社及び市は、本件譲受資産の使用に関する条件及び本件譲受資産の管理、修繕等について、別途、協定を締結する。

（８）県から市に対する支払い

県は、市に対し、平成１８年４月末日までに、２の（２）に規定する昭和５５年４月１日付け「千葉都市モノレール建設事業に関する基本協定」の合意解除に伴い、６４億６，３００万円を支払う。

（９）市から会社に対する貸付

ア　市は、会社に対し、県から６４億６，３００万円の支払いを受けた後、同支払いに係る資金を活用し、平成１８年５月末日まで

に、会社の日本政策投資銀行に対する借入金債務全額の弁済及び会社の経営再建後における当面の資金に充てるため、６３億６，０００万円を無利息で貸し付ける。

イ　会社は、市に対して、借入金６３億６，０００万円を平成４５年３月末日までに弁済するものとし、その弁済方法等については、会社及び市との間で、別途、協議する。

（10）会社の県に対する債務の返済

会社は、県に対し、借入金２億５，０００万円及び６００円を、平成１８年５月末日までに一括で弁済する。

（11）会社の市に対する債務の返済

会社は、市に対し、借入金２億５，０００万円（別記１債権目録記載３１の債権全額）及び６００円（別記１債権目録記載２９の債権のうち６００円）を、平成１８年５月末日までに一括で弁済する。

（12）経営改善の実施・報告

ア　会社は、本件和解の成立を受けて、これまで以上に、経営改善の推進に全社一丸となって取り組む。

イ　会社は、市に対し、経営改善の進捗状況等について、報告しなければならない。

ウ　市は、会社に対し、必要があると認めるときは、本件再建計画の進捗状況、会社の財務状況又は経営状況につき報告を求め、又は必要な指導をすることができ、会社は、当該求め及び指導に対し誠実に対応しなければならない。

（13）清算条項

県、市及び会社の間には、この和解条項に定めるほか、本件に関し、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

以下略